

上下水道耐震化計画（上下水道）

久御山町 上下水道課
策 定 令和 7 年 1 月

1 目標¹

久御山町では災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる広域避難場所や救急病院等の重要施設である 8 施設に接続する上下水道管路について、上下水道一体での耐震化を目指す。

水道事業においては、急所施設である佐古浄水場が平成 25 年度に耐震補強工事が完了しており、重要施設へは佐古浄水場からポンプ圧送により配水されていることから、現在、浄水場から重要施設までの配水管 7.7km の耐震化事業を実施しており、令和 9 年度の完成を見込んでいる。

下水道事業においては、重要施設からの排水は全て京都府流域下水道の管路に流入しており、重要施設から流域下水道への投入点までの管路 5.5km が耐震化の対象となる。対象管路 5.5km のうち 0.8km の耐震化は既に完了しており、残りの 4.7km の管路については、今後耐震診断を実施することとし、その結果を基に耐震性能の確保に向けた対策を実施する。

2 計画期間

令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月

3 下水道処理区域内における避難所等の重要施設²の設定（上下水道共通）

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設（上下水道共通）	
	施設数	施設名称
対象全施設数	8	久御山町役場、佐山小学校、東角小学校、御牧小学校、久御山中学校、久御山高等学校、京都岡本記念病院、久御山南病院
上下水道管路等の耐震性能確保済み ³ の施設数 (令和 5 年度末時点)	0	
上下水道管路等の耐震性能確保の目標施設数 ⁴ (令和 11 年度末迄)	0	

¹ 目標は、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、記載する。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合には、計画期間内に対策を実施する施設の選定方針や、計画期間外を含め全ての対象施設における対策実施時期の目安等についても記載する。

² 下水道処理区域内において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設をいう（緊急点検時における「特に重要な施設」と同じ定義）。

³ 重要施設に接続する水道管路(配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設)と下水道管路（避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場）の双方の耐震機能を確保することをいう。

⁴ 耐震性能確保済の施設数（令和 5 年度末時点）を含め、令和 11 年度末迄（計画期間は 5 年程度）に目標とする施設数をいう。

4 下水道処理区域外における避難所等の重要施設⁵の設定⁶

区分	下水道処理区域外における避難所等の重要施設	
	施設数	施設名称
対象全施設数		
水道管路の 耐震性能確保済み ⁷ の施設数 (令和5年度末時点)		
水道管路の 耐震性能確保の 目標施設数 (令和 年度末迄)		

対象無し

⁵ 下水道処理区域外において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に水道機能の確保が必要な重要施設をいう。

⁶ 水道事業者等が汚水処理施設の管理者等と調整を行い、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で設定するものとする。

⁷ 重要施設に接続する水道管路（配水本管・配水支管、配水池～避難所などの重要施設）の耐震機能を確保することをいう。

《 久御山町 上下水道耐震化重点計画のうち 水道事業等に関する計画 》

※ 本町の水源は深井戸と京都府営水道からの用水供給となっており、佐古浄水場では井戸水を処理した浄水と京都府営水道からの受水を加えて配水池に貯水した後、給水区域内に配水している。

災害時には京都府営水道受水のみを水源とし、場内2箇所の配水池に直接貯水し、重要施設へ配水する計画である。

5 水道システムの急所施設の耐震化（上水道事業）

（1）取水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ⁸
対象全取水施設	3	4,000	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和11年度末迄)	0	0	0

（2）導水施設(導水管)

	管路延長(m)			耐震化指標		
	耐震管延長	耐震適合管延長 (耐震管除く)	耐震適合管以外	計	耐震管率(%)	耐震適合率(%)
対象全導水管(令和5年度末時点)	0	0	185	185	0	0
耐震化目標(令和11年度末迄)	0	0	185	185	0	0

（3）浄水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ⁹
対象浄水施設	1	5,200	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	1	5,200	100
耐震化目標(令和11年度末迄)	1	5,200	100

（4）送水施設(送水管)

	管路延長(m)			耐震化指標		
	耐震管延長	耐震適合管延長 (耐震管除く)	耐震適合管以外	計	耐震管率(%)	耐震適合率(%)
対象全送水管(令和5年度末時点)	0	0	300	300	0	0
耐震化目標(令和11年度末迄)	0	0	300	300	0	0

（5）配水施設(配水池)

	箇所数(箇所)	有効容量(m ³)	耐震化率(%) ¹⁰
対象全配水池	6	3,689	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	6	3,689	100
耐震化目標(令和11年度末迄)	6	3,689	100

⁸ 取水施設の耐震化率＝耐震対策の施された取水能力÷対象全取水施設能力

⁹ 浄水施設の耐震化率＝耐震対策の施された浄水能力÷対象全浄水施設能力

¹⁰ 配水池の耐震化率＝耐震対策の施された配水池有効容量÷対象全配水池有効容量

(6) ポンプ所(配水ポンプ所)

	箇所数(箇所)	施設能力(m³/日)	耐震化率(%) ¹¹
対象全ポンプ所	1	11,200	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	1	11,200	100
耐震化目標(令和11年度末迄)	—	—	—

6 避難所等の重要施設¹²に接続する水道管路の耐震化(上水道事業)

配水池～避難所等の重要施設までの水道管路(配水本管+配水支管)

(1) 下水道処理区域内における避難所等の重要施設

	管路延長(km)			耐震化指標		
	耐震管延長	耐震適合管延長 (耐震管除く)	耐震適合管以外	計	耐震管率(%)	耐震適合率(%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管 (令和5年度末時点)	6.4	0.1	1.2	7.7	83	1
配水本管	0.2	0.1	0	0.3	67	33
配水支管	6.2	0	1.2	7.4	84	0
耐震化目標 (令和9年度末迄)	7.6	0.1	0	7.7	99	1

(2) 下水道処理区域外における避難所等の重要施設

	管路延長(km)			耐震化指標		
	耐震管延長	耐震適合管延長 (耐震管除く)	耐震適合管以外	計	耐震管率(%)	耐震適合率(%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管 (令和5年度末時点)						
配水本管						
配水支管						
耐震化目標 (令和 年度末迄)						

対象無し

概要図

(別紙1)

7、8は簡易水道事業のため省略

¹¹ ポンプ所耐震化率＝耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

¹² 下水道処理区域外における避難所等の重要施設も含む

《 久御山町 上下水道耐震化重点計画のうち 下水道事業に関する計画 》

※ 重要施設は全て京都府流域下水道の処理区域内にあることから、耐震化状況については重要施設から流域下水道投入点までの管路状況を明記する。

9 下水道システムの急所施設¹³の耐震化

(1) 下水処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)

	揚水施設		沈殿施設		消毒施設		揚水、沈殿、消毒機能に係る全ての施設 ¹⁴	
	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数								
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)								
耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)								

流域下水道のため該当無し

(2) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路¹⁵

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長		
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)		
耐震性能確保の目標延長(令和 年度末迄)		

(3) 下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場¹⁶

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数		
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)		
耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)		

¹³ 下水処理場並びに下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びポンプ場をいう。なお、流域下水道の下水道管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

¹⁴ 当該列において、「対象全箇所数」には、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを有する対象の処理場の箇所数を記入する。「耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)及び「耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)」には、このうち、揚水、沈殿、消毒施設の全てで耐震性能を確保した処理場の箇所数等を記入する。その際、揚水、沈殿、消毒施設のいずれかを持たない処理場について、存在しない施設は耐震性能確保済とカウントする。(例：揚水施設を持たない処理場について、沈殿、消毒施設が耐震性能確保済であれば、カウントする。)

¹⁵ 流域下水道の下水道管路については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

¹⁶ 流域下水道のポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

10 避難所等の重要施設に接続する下水道管路などの耐震化

(1) 避難所等の重要施設～流域下水道投入点までの下水道管路

	管路延長 (km)	耐震化率 (%)
対象全延長	5.5	
耐震性能確保済みの延長 (令和5年度末時点)	0.8	15
耐震性能確保の目標延長 (令和11年度末迄)	0.8	15

(2) 避難所等の重要施設～流域下水道投入点までの下水道管路の途中にあるポンプ場¹⁷の箇所数

	ポンプ場の箇所数 (箇所)	耐震化率 (%)
対象全箇所数	対象無し	
耐震性能確保済みの箇所数 (令和5年度末時点)		
耐震性能確保の目標箇所数 (令和11年度末迄)		

概要図

(別紙2)

¹⁷ 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。